

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

大阪府では、平成13年7月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、平成22年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成18年に一部改訂、平成23年に後継計画として「おおさか男女共同参画プラン（2011－2015）」を策定し、これらのプランに基づき、男女共同参画施策を進めてきました。

しかしながら、依然として解決すべき課題が残る中、現行プランの期間の最終年度となる平成27年度を迎えるにあたり、平成27年1月29日、大阪府男女共同参画審議会へ「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方」について諮詢しました。同年8月25日には、現行プランにおける施策の検証・評価から明らかになった課題や社会経済情勢の変化を踏まえた「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申を受けました。おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）はこの答申の枠組みを踏まえ、また、国の「第4次男女共同参画基本計画」を勘案し、今後の動向等も見据えながら取りまとめたものです。

幅広い府民の皆様の協力を得ながら、おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）を着実に実施することで、より大阪らしい「男女共同参画社会」づくりが推進され、活力ある元気な都市、大阪の形成につなげてまいります。

2. 計画の性格

この計画は、大阪府における男女共同参画社会の形成に向けての施策の基本方針とその推進の方策を総合的に定めるものです。

なお、この計画は次に掲げる性格を併せ持つものです。

- 男女共同参画社会基本法と大阪府男女共同参画推進条例に基づく、大阪府の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく、大阪府の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画
- 大阪府の各種計画との整合性を持つもの
- 大阪府の男女共同参画社会実現に向けた行政運営の基本指針であり、府内の市町村に対しては、大阪府との連携協力による施策の推進を期待するもの
- 府民や大阪府内の企業、NPO等多様な主体と力を合わせて取組を進めるもの

3. 計画の基本理念

男女共同参画社会*の実現をめざすための指針として、平成 14 年に制定した「大阪府男女共同参画推進条例」は、男女共同参画の推進にあたって、次の 5 つの基本理念を定めています。

この計画では、この条例の 5 つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないよう配慮
- (3) 政策・方針の立案・決定への男女の共同参画
- (4) 家庭の重要性を認識した上で家庭生活と他の活動の両立
- (5) 国際社会における取組への考慮

*男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）」です。

4. 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 (2016) 年度から概ね平成 32 (2020) 年度までの5年間です。

5. 計画の位置づけ

主な関連計画は下記のとおりですが、その他の計画等も含め、基本的な目標などについては同じ指標を採用するなど、整合を図っています。

- ・次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画
- ・大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2012－2016）
(平成24年3月策定 平成26年1月改定)
- ・大阪府子ども総合計画（平成27年3月策定）
- ・第2次大阪府健康増進計画（平成25年3月策定）
- ・大阪府教育振興基本計画（平成25

6. 計画の背景

(1) 世界の動き・国の動き

日本国憲法において個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、国内における男女平等の実現に向けた取組が、国際社会における動きとも連動しつつ進められてきました。

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和 50(1975)年を「国際婦人年」とし、この年、「世界行動計画」を採択し、昭和 51(1976)年から昭和 60(1985)年までを「国連婦人の十年」と定めて、女性の人権の擁護と男女の平等のための行動を本格的に開始しました。昭和 54(1979)年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択し、昭和 60(1985)年には、平成 12(2000)年に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。平成 7(1995)年の北京での「第 4 回世界女性会議」で採択された行動綱領は、12 の重大問題領域について各政府等の具体的な取組指針を示しました。

これらの動きを踏まえて国は、平成 8(1996)年に「男女共同参画 2000 年プラン」を策定し、平成 11(1999)年 6 月には、取組の総合的枠組みを定める基本法制として「男女共同参画社会基本法」を公布・施行しました。

平成 12(2000)年のニューヨークでの国連特別総会「女性 2000 年会議」では、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択され、これを踏まえつつ、平成 12(2000)年 12 月、国は、男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」(平成 17(2005)年度改定)を策定しました。

平成 17(2005)年に開催された「第 49 回国連婦人の地位委員会（北京+10）」及び平成 22(2010)年に開催された「第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）」では、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。また、平成 21(2009)年には、国連の女子に対する差別の撤廃に関する委員会から、我が国に対する最終見解が示されました。これらの動きを踏まえて、国は、平成 22 (2010) 年 12 月「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

また、平成 25 年 10 月、「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、「すべての女性が輝く政策パッケージ」を取りまとめるとともに、平成 27 年 8 月には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とする女性活躍推進法が成立し、同年 12 月には「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

このような国内外の動きは、この計画の基本的な考え方の基盤となるものです。

(2) 大阪府の動き

大阪府では、昭和 56(1981)年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を、昭和 61(1986)年に「女性の地位向上のための大坂府第 2 期行動計画～21 世紀をめざす大阪府女性プラン」を、平成 3(1991)年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画—女と男のジャンプ・プラン」を、さらに平成 9(1997)年には、北京行動綱領等を踏まえ、「新 女と男のジャンプ・プラン」を策定して施策の推進に取り組んできました。

平成 10(1998)年には、大阪府附属機関条例に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」(平成 14(2002)年 4 月「大阪府男女共同参画審議会」に改称)を設置し、男女共同参画をめぐる様々な課題に的確に対応していくために、平成 13(2001)年 7 月、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 22(2010)年度を目標年度とした「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」(平成 18(2006)年改訂)を策定するとともに、平成 14(2002)年 4 月に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を施行しました。

そして、平成 23 年度をスタートとする「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」を策定し、取組を進めてきましたが、27 年度末で目標年次を迎えることから、このたび平成 32 年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を策定しました。

なお、「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」策定以降、主なものとして、以下のような社会経済情勢の変化がありました。

ア 少子高齢化の一層の進展

府における合計特殊出生率は平成 22 年の 1. 33 (全国 1. 39) から平成 27 年には 1. 17 (全国 1. 21) に減少する見込みであり、全国平均を下回る状況が続いています。また、高齢化率 (65 歳以上の割合) は平成 22 年の 22. 4% から平成 27 年には 26. 6% に増加する見込みであるなど少子高齢化が一層進展しており、平成 22 年以降、府の総人口も減少することが見込まれています。労働力人口についても平成 7 年の約 466 万人をピークに減少傾向にあり、平成 22 年には約 415 万となるなど、約 51 万人減少しています。

イ 依然として不安定な雇用情勢

雇用情勢は改善しつつあるものの、府の完全失業率は全国平均よりも高い水準で推移しており、平成 26 年は、全国平均 3. 6% に対し、府は 4. 6% となっています。また、非正規就業者割合は、平成 19 年の 38. 6% から平成 24 年には 41. 3% に増加しており、全国的にも 4 番目に高い状況となっています。

ウ 単身世帯やひとり親世帯の増加

単身世帯は平成 17 年の 115 万 2 千世帯 (32. 1%) から平成 22 年には 136 万 8 千世帯 (35. 9%) に、このうち 65 歳以上の単身世帯は平成 17 年の 34 万世帯 (9. 5%) から平成 22 年には 38 万世帯 (11. 3%) に増加しています。また、ひとり親世帯も平成 17 年の約 11 万 5 千世帯 (3. 2%) から平成 22 年には約 12 万 5 千世帯 (3. 3%) に増加しています。人間関係が希薄化する中、社会から孤立しがちな家庭が増える傾向にあります。

(3) 男女共同参画を取り巻く現状の取組と課題について

本プランを策定するにあたり、大阪府男女共同参画審議会より、「おおさか男女共同参画プラン（2011－2015）」に基づく取組に対する現状と課題が示されました。

「1. 男女共同参画による社会の活性化」に関する取組について

＜取組＞

大阪府では、政策・方針決定過程への女性の参画促進に向けて数値目標を設定し、女性人材情報の収集や審議会委員への女性登用の働きかけなどの取組を進めてきました。しかし、例えば、審議会委員の女性登用率を見ると、平成26年4月時点で平成27年度までに40%以上とした目標の達成が難しい状況です。

女性職員の職域拡大については、府庁各所属への女性職員の複数配置や管理職への登用促進などの取組を進めています。

そして、女性や子育て世帯にとって魅力あるまちにするため、安全なまちづくりに加え、府営住宅の新婚・子育て世帯向け募集など住宅支援に関する取組を進めているところです。これらの取組を通じ、男女共同参画を進めることにより、社会の活性化を図ってきました。

＜課題＞

- ・政策・方針決定過程への女性の参画促進については、男女共同参画の現状を示す重要な指標であることから、さらなる取組が必要であること。
- ・審議会等委員への女性登用を進めるためには、女性の人材情報を広く収集し、活用を図っていく必要があること。このため、女性人材を発掘することや女性登用の成功事例を共有することなど、府がコーディネート機能を果たすことが必要であること。
- ・理工系など女性委員等が少ない分野については、長期的な視点に立ち、学校教育において企業へのインターンシップにより職業観を醸成することや女性ロールモデルの体験談を共有することなど、キャリア教育のさらなる推進を図る必要があること。
- ・府の女性管理職比率を高めていくためには、子育て、介護と両立しながら働き続けることができるよう、雇用環境をさらに改善していくこと、職員自身のスキルやノウハウを向上させること及びロールモデルやメンターによるアドバイスを行うことなど、中・長期的な視点からの人材育成が必要であること。
- ・現状の取組を「見える化」していくことや、いつまでにどのレベルまでをめざしていくのか、目標値を設定することが重要であること。

「2. 仕事と生活の調和の推進」に関する取組について

＜取組＞

「就業構造基本調査」によると、大阪の女性の20歳から59歳までの就業率は全国ワースト3であること、家事や育児等を理由に第一子出産後、約6割の女性が仕事を辞める状況にあり、また、就業率は30歳代の出産・育児期に低下していることなど、依然として育児と仕事

の両立が難しい状況にあることが明らかになっています。

府が昨年度実施した「男女共同参画に関する府民意識調査」(以下、「府民意識調査」という)によると、女性が働き続けるために必要なこととして、半数以上の方が「育児・介護休暇制度の充実」、「企業経営者や職場の理解」を挙げています。また、女性が再就職しやすくなるために必要なこととして約4割の方が「育児や介護などによる退職者を同一企業で再雇用する制度の普及」と「企業経営者や職場の理解」を挙げています。

多様化するライフスタイルに対応した子育て支援策として、長時間の開園や休日保育・夏休み保育など、多様なニーズに応じたサービスを実施する私立幼稚園に対する助成や、待機児童解消のため保育所等を整備する市町村への補助などを実施することにより、保育所入所児童枠の目標値が達成されるとともに、保育所入所待機児童が発生していない市町村数も増加するなど、一定の進捗が見られるところです。また、平成27年度からは教育・保育の実施主体である市町村において、教育・保育の提供体制について計画を策定し、保育所等利用待機児童の解消に向けて取り組んでいるところです。

生涯を通じた男女の健康支援として、保健所等において健康相談や啓発、自殺予防のための対策及び「がん」の予防や早期発見のための対策などを進めてきました。がん検診受診率、妊娠11週以下の妊娠届出率、自殺死亡者数とともに現行プランの目標値に近づきつつあるものの、近時、過重労働や職場の人間関係により、ストレスや不調を訴える労働者が増加している傾向も見られます。

＜課題＞

- ・女性活躍推進法の成立を受けて、今後、女性の活躍推進に向けた取組が加速することが見込まれるため、法の趣旨に沿った取組が必要なこと。
- ・男女がともに子育てをしながら働き続けやすい環境整備を進めるためには、職場の理解の促進が必要であること。とりわけ経営者の理解は就業継続に向けた制度創設・充実を図る上で不可欠なことから、経営者に対して更なる意識啓発を進めることが必要なこと。
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に関する職場の意識醸成に向けた研修など、意識醸成を図る取組だけでなく、長時間労働の是正、テレワークなどの在宅勤務やフレックスタイムの導入など、柔軟な働き方が選択できる仕組みづくりが必要なこと。
- ・職場におけるパワーハラスメントや女性に対するセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどは重大な人権侵害であり、女性の就業継続の阻害要因であるため、相談体制の充実や啓発研修などの取組が必要なこと。
- ・子育てや介護をしながら働き続けることに不安を持つ社員に対して、府はロールモデルを派遣するなど、支援する取組が必要なこと。また、女性管理職のネットワークの構築などを支援する取組も必要なこと。そして、このような取組は民間と協働することで効果を高めることが期待できること。
- ・保育については「子ども・子育て支援新制度」に基づき、さらに効果的な子育て支援に取り組む必要があること。特に、待機児童解消に向けた更なる取組を進めるとともに、休日保育、延長保育、一時預かりや病児保育など多様なニーズに対応し、より一層の充実が求められていること。

- ・健康支援については、引き続き、がん検診受診を促進するとともに、労働者の健康管理に関する普及啓発を実施することや定期的なストレスチェックの実施を促進すること、うつ病等の心の健康面についても対策を進める必要があること。

「3. セーフティネットの充実」に関する取組について

〈取組〉

大阪府では、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて「女性に対する暴力をなくす」運動期間などの様々な機会を捉えた啓発活動等の実施や、DV被害者対応マニュアル、デートDV（恋人間暴力）予防啓発用DVDなどの作成、配布に取り組み、「府民意識調査」でも配偶者からの暴力（以下、「DV」という）を夫婦間での暴力として認識する割合が高まるなど、一定の啓発効果が見られます。

DV基本計画を策定した市町村数は33市町（目標値は平成27年度末時点で30市町村）に増え、また、配偶者暴力相談支援センターの設置数も増加するなど、府全体としての環境整備は進んでいます。

しかし、「府民意識調査」によると、DV相談窓口として「警察」と回答した人が男女とも7割を超えており、「配偶者暴力相談支援センター」や「女性のための総合的な施設」と回答した人は2割にも達していません。また、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人の割合は5割を超えており、その理由の多くが「相談するほどのことではない」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていける」となっています。

これまでから人権相談をはじめ、女性相談、外国人相談など地域の実情に応じて様々な相談事業を行う市町村に対する支援が行われてきました。また、高齢者福祉や障がい者福祉の充実に向けた取組、高齢者の就業促進や障がい者の就労支援に向けた取組が行われるとともに、「大阪府福祉のまちづくり条例」などに基づく障がい者、高齢者などすべての人に配慮した施設の整備や、「大阪府安全なまちづくり条例」に基づく犯罪のない、安全・安心なまちづくりを進めできました。

〈課題〉

- ・DVについては、相談件数の増加が続いていること、今後とも市町村・他府県や関係機関と連携しながら女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動を積極的に進めていく必要があること。
- ・DVには様々な要因が複雑に関係することが多いことから、医療機関や福祉機関との連携が必要であること、また、児童虐待防止法等の観点から教育機関等とも連携した取組が必要であること。また、女性に対する暴力を根絶するには子どもの頃から男女共同参画への理解を深める教育が重要であり、将来の被害者・加害者をつくらないためにDV予防に関する啓発、教育を引き続き重点的に推進していく必要があること。また、加害者への啓発、教育についても検討する必要があること。
- ・「配偶者暴力相談支援センター」など公的な相談機関の認知度が低いことから、相談機関を広く周知させるための情報発信のあり方を検討することや相談者の育成に力を入れていく必要があること。

- ・性暴力被害については広く府民に対して「性暴力救援センター・大阪（SACHICO）」の周知を図り、早期に被害者ケアを行うなど、被害者支援に向けた取組を検討する必要があること。
- ・外国人については、言葉の関係等で弱者となる傾向があることから、引き続き、外国人のDV被害者の相談支援を行う必要があること。そして、外国人にも配慮した防災に関する支援体制を整備する必要があること。
- ・障がいがあること、在住外国人であること、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況におかれている場合があることに留意して、施策を推進する必要があること。さらに、性同一性障がいなどを有する人々、男女問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている人もいることに留意して、施策を進めていく必要があること。

「4. 女性も男性もだれもが共感できる男女共同参画」に関する取組について

〈取組〉

大阪府では、男性を対象に男女共同参画についての啓発講座を行うとともに、学校においても男女平等教育指導事例集などの教材の活用を促し、教職員に対する男女共同参画の視点を取り入れた研修の実施、キャリア教育の推進のための冊子の作成・配布を行ってきました。

また、大学生と企業経営者、ロールモデルとの交流を通じて、職業観を醸成し、将来のキャリアプランを考える啓発に取り組んできました。

府民意識調査によると「男は仕事、女は家庭」という考え方について「同感する」と回答した人の割合（45.5%）は前回（平成21年度）の府民意識調査時よりも減少している一方、家事参加時間では男性が30分未満、女性が3時間以上が最も多い、という結果が出ています。

また、7割以上が「男性の子育てへの参画が以前より進んでいる」と思う一方、「男性の介護への参画が以前より進んでいる」と思う割合は5割を下回っています。そして、「男女共同参画」という用語を「聞いたことがある」と回答した割合は女性、男性ともに5割以上であるものの、現行プランの目標値（平成27年度末100%）には達していない状況です。

〈課題〉

- ・女性の職業生活における活躍を推進するためには、性別による固定的な役割分担意識を見直し、男性が家事や育児にかかわることを当然とする意識の改革が必要なこと。
- ・企業はワーク・ライフ・バランスの推進を図るために、長時間労働の抑制や男性の育児休業をはじめとする休暇制度の整備、充実などに、今まで以上に取り組むことが必要なこと。
- ・女性が育児をしながら働き続けるためには、男性自身が家庭での育児や家事を「共に担うもの」と考える意識改革を図っていくことが必要なこと。そして、そのきっかけとして男性の育児休業の取得促進を図ることは当人のみならず、周囲への意識改革に繋がることもあり、効果的な取組と考えられること。
- ・男女がともに対等な存在であるという意識を子どもの頃から形成していくことが重要であり、男女平等を推進する教育や学習機会の充実を図る必要があること。
- ・「働くこと」に対する意識を高めていく上で、社会に出るまでの教育が果たす役割は大きいこと。男女にかかわらず、成長の各段階において、職業観や社会で果たすべき役割など幅広いキャリ

ア教育の実施が求められること。

- ・退職後においても、地域における子育ての担い手となるなど男性が子育てにかかわることが期待されていること。
- ・介護に対して男性が積極的に参画するよう、企業においては支援制度の整備・充実を図るとともに、行政においては啓発を行っていく必要があること。

「5. 地域力アップへの支援」に関する取組について

〈取組〉

大阪府では、男女が共に地域活動の担い手として活力ある地域社会づくりに寄与する取組を進めてきました。また、地域課題の解決に向け「新しい公共支援事業」やいわゆる共助社会の実現に向けた基本的考え方として「大阪府府民協働促進指針」を策定し、「市民公益税制」の導入に向けた取組などを進めてきました。

しかし、府民意識調査によると「地域活動が以前よりも活性化している」と思う府民の割合は約3割であり、50%の目標値には届いていません。また、地域の「何らかの社会活動に参加している」人の割合は27.5%であり、地域活動に参加できない主な理由として「仕事との両立が難しい」、「活動時間が合わない」が挙げられています。

〈課題〉

- ・地域活動としての自治会活動に対する参加意識は高いものの、仕事との両立ができないなどの理由により、地域活動への参加が進んでいない実態が明らかとなっており、とりわけ、男性の自治会活動や防災活動への参画促進には、企業によるワーク・ライフ・バランスの推進とともに、行政による一層の啓発が必要であること。
- ・近年の震災における経験から、地域における防災力の強化には女性の視点が不可欠であることが明らかになっており、この視点からも防災体制を整備していくことが必要であること。
- ・平成26年度に導入した市民公益税制を契機として、府内市町村に対して制度導入を働きかけ、寄附を通じた各団体の活動の支援により各地域の更なる元気力アップを図っていく必要があること。

「6. 官民協働による推進体制の充実・強化」について

今後、男女共同参画社会の実現に向けた取組や女性の活躍推進に向けた取組を効果的・効率的に進めていくには、府庁関係部局をはじめ、市町村、経済団体、大学、NPO、各種の関係団体等との連携をさらに強化していくなど、府庁内外にわたるネットワークを活用しながら、オール大阪で推進体制を充実・強化していく必要があること。